

「JPNICにおける IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p>5.5. 割り当て</p> <p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>5.5.2. 単一のエンドサイトに対する複数の/48 の割り当て</p> <p>5.5.3. オペレータのインフラストラクチャーに対する割り当て</p> <p>(後略)</p>	<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p>5.5. 割り当て</p> <p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>5.5.2. 単一のエンドサイトに対する複数の/48 の割り当て</p> <p>(後略)</p>
<p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>エンドユーザは IP 指定事業者または IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP から割り当てを受ける。実際の割り当てサイズは、/48 以上の割り当てが正当化されるエンドサイトを除いて、最小/64(1 サブネットのみがエンドサイトとして想定される場合)から原則として最大/48 までの範囲で IP 指定事業者または割り当てを行う ISP が判断するものとする。</p> <p>JPNIC は、IP 指定事業者および IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP が実際にどのアドレスサイズを割り当てるかについて関与しない。そのため、JPNIC は、IPv4 の場合と異なり割り当てサイズを審議するための IPv6 ユーザネットワークの詳細情報を要求しない。ただし、4.4[IPv4 インフラストラクチャーの考慮]で説明した場合や、本文書で定義された利用率を計測する目的がある場合は除く。</p>	<p>5.5.1. 割り当てアドレス空間のサイズ</p> <p>エンドユーザは IP 指定事業者または IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP から割り当てを受ける。実際の割り当てサイズは、<u>1 サブネットにつき/64 とし、割り当てネットワーク内のサブネット数に応じて</u> IP 指定事業者または割り当てを行う ISP が判断するものとする。</p> <p>JPNIC は、IP 指定事業者および IP 指定事業者から割り振りを受けた ISP が実際にどのアドレスサイズを割り当てるかについて関与しない。そのため、JPNIC は、IPv4 の場合と異なり割り当てサイズを審議するための IPv6 ユーザネットワークの詳細情報を要求しない。ただし、4.4[IPv4 インフラストラクチャーの考慮]で説明した場合や、本文書で定義された利用率を計測する目的がある場合は除く。</p>

<p>5.5.2. 単一のエンドサイトに対する複数の/48の割り当て</p> <p>単一のエンドサイトが複数・追加の/48アドレスブロックを必要とする場合、複数割り当て請求時には、その要求の妥当性を示す審議資料を提出しなければならない。その請求は、APNIC/JPNICレベルで審議・検討(つまり妥当性の判断)が行われる。</p> <p>注:同一エンドサイトに対し複数の/48を割り当てることについては、これまで経験がない。APNIC/JPNICでこのような割り当てすべてを審議するのは、ある程度の経験が積み、一般に通用するポリシーが整備されるまでの一時的な措置である。この件に関するポリシーを策定するさらなる作業が近々に行われるべきである。</p>	<p>5.5.2. 単一のエンドサイトに対する複数の/48の割り当て</p> <p><u>/48よりも大きい(プレフィクス長の短い)アドレスブロックの割り当てや、割り当て後のサイズの合計が/48を超える追加の割り当ては、アドレスの使用状況や追加割り当てのための異なるルーティング要件などに基づいて行われる必要がある。</u></p> <p><u>割り当て状況の確認や追加割り当ての申請の際、IP指定事業者は、/48よりも大きいアドレスブロックを単一のエンドサイトに割り当てる必要性を正当化するドキュメントを提示できなければならない。</u></p>
<p>5.5.3. オペレータのインフラストラクチャーに対する割り当て</p> <p>IP指定事業者およびIP指定事業者から割り振りを受けたISPは、IPv6サービスオペレータのサービスインフラストラクチャーとして、PoP毎に1つの/48を割り当てることができる。PoPに対するそれぞれの割り当ては、PoPを利用するエンドユーザの数にかかわらず1つの割り当てとみなされる。オペレータの社内業務に対しては別途の割り当てを受けられる。</p>	<p>(削除)</p>

5.9.1. 小規模マルチホーム割り当て

現在マルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画がある組織は、マルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有する。

これらの条件下で行われる最小割り当てサイズは/48である。

これらの条件下で割り当てられたIPアドレス空間が、割り当てから3ヶ月以内にマルチホームのために使用されない場合は回収される。

5.9.1. 小規模マルチホーム割り当て

現在マルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画がある組織は、マルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有する。

これらの条件下で行われる最小割り当てサイズは/48である。複数の/48 割り当てを申請する場合には、5.5.2[単一のエンドサイトに対する複数の/48の割り当て]の内容に従う必要がある。

これらの条件下で割り当てられたIPアドレス空間が、割り当てから3ヶ月以内にマルチホームのために使用されない場合は回収される。